

平成 22 年 1 月 19 日

所管 市民人権局 市民生活部

件 名	堺市の施策事業における「市民参加ガイドライン」の策定について
経 過 ・ 現 状 政 策 課 題	【現状】 ○市民ニーズや地域ニーズの多様化・複雑化に伴い、行政を取り巻く環境が大きく変化している中、都市の持続的な発展を図るためには、行政と市民活動団体などがよきパートナーシップを構築し、役割分担しながら、まちづくりを進める必要がある。 ○地方分権の進展に伴い、自治体においては、「市民参加」や「市民の意思の反映」を基礎とする行政運営が求められている。 【経過】 ○平成 13 年 9 月 「堺市民活動活性化（促進）に関する基本方針」策定 →市民活動の一層の促進を図るための施策推進 ○平成 15 年 3 月 「市民活動団体との協働マニュアル」策定 →市民活動団体との協働を進めるための手引き ○市民参加ガイドライン策定に向けた取組 ・平成 19 年 10 月～ 外部有識者、NPO等からのヒアリング実施 ・平成 20 年 4 月～ 市民活動促進庁内委員会による検討
対 応 方 針 今 後 の 取 組 (案)	【対応方針】 ○「市民参加」と「市民の意思の反映」を基礎とする行政運営を推進するため、市民参加のための基本姿勢と方法、必要な取組を示す「市民参加ガイドライン」を策定する。 ○「市民参加ガイドライン」は、「市民活動活性化（促進）基本方針」と「市民活動団体との協働マニュアル」と合わせ、市民参加による市政運営の指針となる「三本柱」と位置づけ、施策事業の企画立案、事業実施、評価の各過程に対する市民参加を促進する。 ○「市民参加ガイドライン」に基づき、各施策事業において実施した市民参加・市民協働の取組について、新たに全庁的な評価の手引きを作成し、所管部局による評価を実施する。結果については、全庁で情報共有を図るとともに、新たな取組へのフィードバックへとつなげる。 ○「市民参加ガイドライン」の策定に合わせ、施策事業を市民参加・協働で進める参考となるよう、これまでの市民参加・協働の実践例を「事例集」として作成の予定。 【今後のスケジュール】 ○平成 22 年 2 月 10 日～3 月 10 日 パブリックコメント実施。意見集約、反映等。 ○平成 22 年 4 月 1 日 策定（予定）
効 果 の 想 定	・市職員に対し、市民参加の基本姿勢、方法及び推進等の浸透を図る。 ・市民意思の十分な反映と市民意識を起点とした行政運営や、行政だけでは対応しきれないニーズへの対応などの効果が見込める。
関 係 局 と の 政 策 連 携	参加・協働の対象となる事業を行う各局